

令和5年度第2回館林市防災会議 次第

実施日時：令和6年3月18日（月）13：30

実施場所：館林市文化会館3号室

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

- (1) 館林市地域防災計画（修正案）の概要 【資料1】
- (2) 修正案に対する委員意見照会の結果 【資料1】
- (3) 修正案に対するパブリックコメント手続の結果 【資料1】
- (4) 館林市地域防災計画（修正案）の最終案 【資料1】
- (5) 館林市地域防災計画（修正案）の答申 【資料2】

4 今後の予定 【資料1】

5 令和6年能登半島地震を受けての支援等の取組 【資料3】

6 閉 会

<配布資料>

資料1 「令和5年度第2回館林市防災会議説明資料」

資料2 「館林市地域防災計画について（答申）」

資料3 「令和6年能登半島地震を受けての支援等の取組」



令和 5 年度
第 2 回館林市防災会議
説明資料

6 . 3 . 1 8
館 林 市

館林市地域防災計画修正案の概要（1 / 3）

主たる修正事由

- **法令、規則、条例等の改正**
- 上位計画（防災基本計画・群馬県地域防災計画）の修正・変更
- その他（市の取組事項等）

法令・条例等の改正

- **避難情報の区分・名称変更**（災害対策基本法及び関連政省令）
 - ・ 「災害発生情報」を「緊急安全確保」に名称変更
 - ・ 「避難勧告」を廃止し、「避難指示」に一本化
 - ・ 「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」に名称変更
- **個別避難計画（避難行動要支援者の避難計画）の作成の努力義務化及び作成・更新要領の記載**（災害対策基本法及び関連政省令）
- **広域避難の実施・受入れ要領の記載**（災害対策基本法及び関連政省令）
- 緊急車両等に係る様式変更（災害対策基本法施行令）
- 災害救助法の適用基準の変更（災害救助法及び関連政省令）



館林市地域防災計画修正案の概要（2 / 3）

主たる修正事由

- 法令、規則、条例等の改正
- **上位計画（防災基本計画・群馬県地域防災計画）の修正・変更**
- その他（市の取組事項等）

上位計画（防災基本計画・群馬県地域防災計画）の修正・変更

- 安否不明者の氏名公表による救助活動の効率化・円滑化（防災基本計画）
 - ・ 平時からの安否不明者の氏名等公表に係る手続等の整理
 - ・ 災害時における氏名等の公表による速やかな安否不明者の絞り込み
- 線状降水帯に関する情報発信の活用（防災基本計画）
- 長周期地震動階級に係る情報の伝達（防災基本計画）
- 避難情報発令等での専門的知見（気象防災アドバイザー等）の活用（防災基本計画）
- 避難所における食物アレルギーへの配慮（防災基本計画）
- 災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組み整備（防災基本計画）
- 群馬県地域防災計画の計画構成への準拠（群馬県地域防災計画）
- その他、新規記載事項の追加（情報収集体制の整備、災害廃棄物の処理要領、新型コロナウイルス等感染症対策等）

館林市地域防災計画修正案の概要（3 / 3）

主たる修正事由

- 法令、規則、条例等の改正
- 上位計画（防災基本計画・群馬県地域防災計画）の修正・変更
- **その他（市の取組事項等）**

その他

- **市の機構改革等**
 - ・ 「こども局（こども班）」の追加及び分掌の規定、農政班に「ほ場整備課」を追加
 - ・ 認定こども園の追加
- **地震時の災害警戒本部及び災害対策設置基準の変更**

災害警戒本部設置基準を震度4から震度5弱に変更し、災害対策本部設置基準を震度5弱から震度5強に変更（本市の動員基準の見直しに伴う修正）
- **災害対策本部設置位置**

政策審議室から501会議室に変更（令和元年東日本台風等の教訓から関係部外機関からのリエゾン（連絡員）等の受入れに必要となるスペースの確保）
- **災害対策本部事務局長の規定**

現行計画では特に定められていないところ、総務部長が本部員と兼務することを明記
- **竜巻災害における災害対策本部設置基準の明記**

現行計画では特に定められていないところ、災害救助法及び同法施行令で規定される災害救助法適応基準を準用し、計画内に明記
- その他、新規記載事項における事務分掌等の見直し

修正案に対する委員意見照会の結果（1 / 3）

期 間：令和5年11月8日（水）～12月7日（木）

対 象：防災会議委員

組織名	主な意見内容（概要）	処置等
利根川上流河川事務所	組織改正により廃止になった部署に関する記載を削除【風水害・震災】	計画に反映
前橋地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> ○ 流域雨量指数の予測値の説明について、指数の説明と予測値の説明が混在しているため整理【風水害】 ○ 防災情報提供システム（専門回線）の廃止により、伝達系統図を修正【風水害・震災】 ○ 防災情報提供システム（専門回線）の廃止により、気象庁の実施すべき事項についての記載を修正【震災】 ○ 地震情報の種類とその内容について、気象庁が出している地震情報に合わせる形で修正【震災】 	計画に反映
館林行政県税事務所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組織改正による組織名修正【風水害・震災】 ○ 所管課の誤りの修正【風水害・震災】 ○ 細部記載要領等の修正【風水害・震災・資料】 	計画に反映

凡例【風水害】：風水害・雪害等対策編、【震災】：震災対策編、【火災】：火災対策編、【事故】：事故災害対策編、
【資料】：資料編

修正案に対する委員意見照会の結果（2 / 3）

組織名	主な意見内容（概要）	処置等
館林土木事務所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県外への広域避難時、利根川・渡良瀬川等の橋梁の通行状況を道路管理者に確認する旨の記述を追加【風水害・震災】 ○ 県外の広域避難民の受入れ時、橋梁の通行状況を道路管理者に確認する旨の記述を追加【風水害】 	計画に反映
市民環境部長	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティアの受入れ要領を館林市社会福祉協議会との協定及び調整内容に整合する形で修正【風水害・震災】 ○ 細部記載要領等の修正【風水害・震災】 	計画に反映
都市建設部長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道課が所管する応援協定がないため、「応援協定に基づく要請」の所管課から下水道課を削除 ○ 細部記載要領等の修正【風水害・震災・火災】 	計画に反映
消防長 警防課長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過去災害の情報誤記載の指摘【風水害・震災】 ○ 各機関の処理すべき業務又は業務の大綱における、館林地区消防組合の記述を整理【風水害】 ○ 消防法に係る記述の修正【火災】 ○ ヘリポート適地及び防災行政無線電話の記載を最新のものに修正【資料】 ○ 細部記載要領等の修正【風水害・震災】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 該当部分の削除 ○ 以下、計画に反映

凡例【風水害】：風水害・雪害等対策編、【震災】：震災対策編、【火災】：火災対策編、【事故】：事故災害対策編、
【資料】：資料編

修正案に対する委員意見照会の結果（3 / 3）

組織名	主な意見内容（概要）	処置等
公立館林厚生病院	各公共機関における衛星携帯電話を記載【資料】	資料編に館林保健福祉事務所及び市（安全安心課）の保有する衛星携帯電話（ワイドスター）番号の記載を追加
館林市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難行動要支援者及び個別避難計画の定義が曖昧 ○ 障がい等級等に応じた避難について計画内で明記 ○ 地域防災計画と地区防災計画の相違について理解されにくい旨の指摘 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定義についての記述を追加 ○ 個々のケースに依拠するため、個別避難計画等で対応 ○ 今後、制度内容の普及啓発を推進
館林市民生委員・児童委員協議会	61調査で「避難行動要支援者名簿」への記載に同意しない対象者の処置について検討を要望	各行政区で作成する地区防災計画の「お助け名簿」、重度障がいの方は個別避難計画にて対応、併せて、これら枠組み・制度の普及啓発を推進
その他	誤植等の修正及び最新情報への更新	計画に反映

凡例【風水害】：風水害・雪害等対策編、【震災】：震災対策編、【火災】：火災対策編、【事故】：事故災害対策編、
【資料】：資料編

修正案に対するパブリックコメント手続の結果

期 間：令和6年1月4日（木）～1月31日（水）

募集方法：市公式HP、安全安心課

提出意見：1件（窓口提出）

意見内容（概要）	処置等
<p>救助や避難生活、復旧・復興に新しい技術や手法を導入して対応力を向上すべき。</p> <ul style="list-style-type: none">① 住民ひとりひとりのマイタイムライン等の作成による日常的な考察② 地域による支援の拡充③ 女性参画、支援リーダー強化の推進④ ヘルプマーク等の活用	<ul style="list-style-type: none">○ ①～③は各計画内で既に記載済（第2部災害予防・第3章市民等の防災活動の促進）○ ④は今後の防災施策の参考とさせていただきます。

その他、パブリックコメント後の計画修正箇所

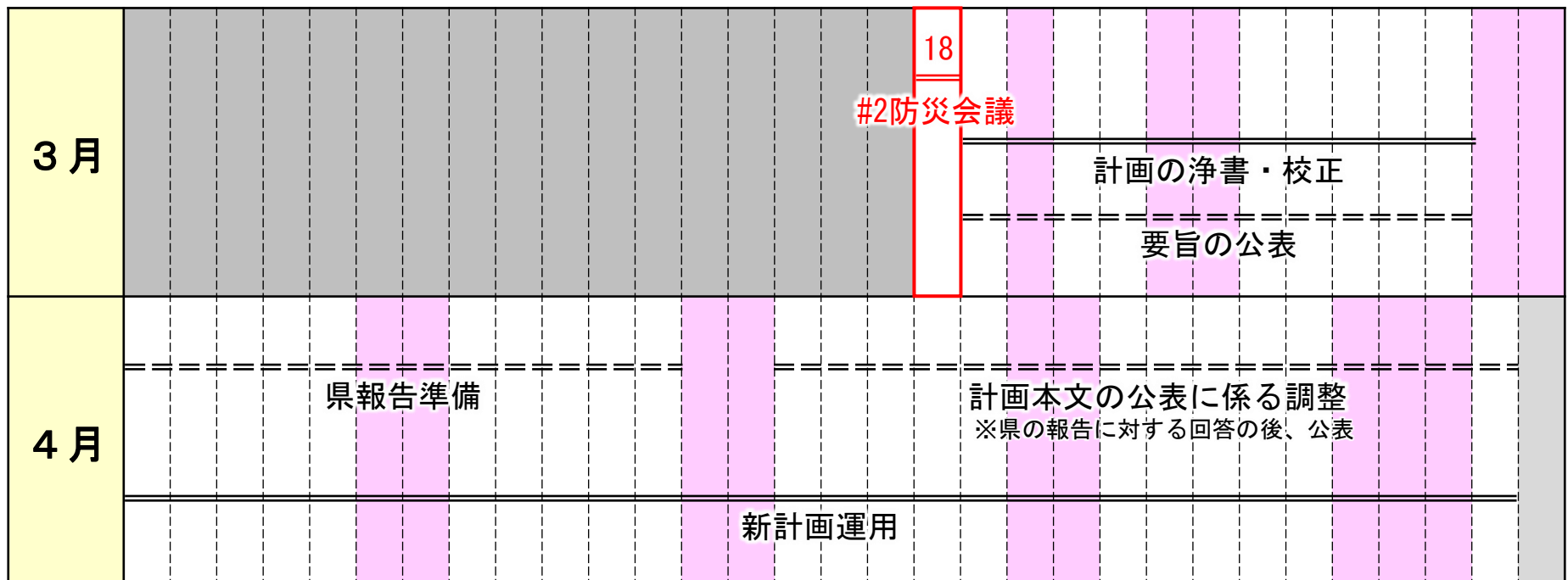
趣 旨	計画案で間違いのある箇所及び令和6年能登半島地震を受けて計画を修正するもの	
修正内容		修正理由
	緊急通行車両の申請に必要な書類等について、説明を追加、また、誤って追加されてる不要な様式を削除【風水害・震災】	災害対策基本法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第47号）への適合
	住宅の耐震化について、群馬県木造住宅耐震改修促進支援事業（※）の普及・啓発に係る記述を追加【震災】	令和6年能登半島地震を受けての修正 発災で問題となった木造住宅倒壊による人的被害の低減を図る。
	災害時に使用する生活用水を確保するための手段の多様化に係る記述を追加【震災】	令和6年能登半島地震を受けての修正 発災で問題となった生活用水の大幅な不足について各種手段の整備について規定

※群馬県木造住宅耐震改修促進支援事業：市が実施している耐震改修補助制度に協調して、県が木造住宅に対する補助金を交付する事業

凡例【風水害】：風水害・雪害等対策編、【震災】：震災対策編、【火災】：火災対策編、【事故】：事故災害対策編、
【資料】：資料編

今後の予定（基準）

計 画 報 告	<p>災害対策基本法に基づき、県知事に地域防災計画を報告、県知事は報告された内容について県防災会議から意見を聴き、修正が必要な場合は助言もしくは勧告を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 報 告 先：群馬県知事（県庁危機管理課） ○ 根 拠：災害対策基本法第42条第5項及び第6項
計 画 公 表	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要旨公表：令和6年3月中 ○ 内容公表：令和6年4月以降（県回答後、細部時期調整） ○ 公表要領：市公式HPに掲載
計画運用開始	令和6年4月1日（月）



令和6年3月18日

館林市長 多田善洋様

館林市防災会議

会長 多田善洋

館林市地域防災計画について（答申）

令和5年11月7日付けで諮問がありました、標記の件につきまして、館林市防災会議における審議の結果、別添「館林市地域防災計画（修正案）」のとおり答申します。

担当

安全安心課危機管理・国土強靱化係



令和 6 年能登半島地震を受けての支援等の取組

6 . 3 . 1 8
館 林 市

令和6年能登半島地震を受けての支援一覧

1 職員等の派遣

項目	実施時期	地域	活動内容（概要）
応急危険度判定士の派遣	1月18日～1月22日	石川県輪島市	被災した建築物について、総合的な危険性を判定し、二次的被害を軽減・防止
群馬県災害対応支援チームの派遣	1月28日～2月3日	石川県かほく市	被災した住家について、その被害の程度を判定し、罹災証明書の発行・交付に寄与
被災宅地危険度判定士の派遣	2月15日～2月19日	石川県内灘町	被災した宅地について、総合的な危険性を判定し、二次的被害を軽減・防止
災害対応に関する人的支援への協力	3月8日～3月16日	富山県氷見市	公費解体等に係る業務の支援を実施（細部は現地にて決定）

令和6年3月18日現在

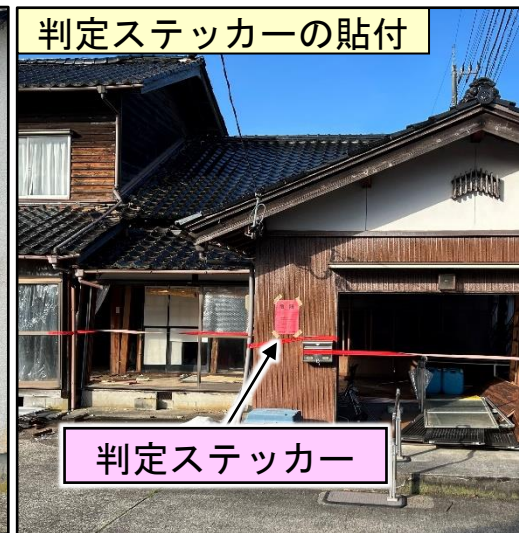
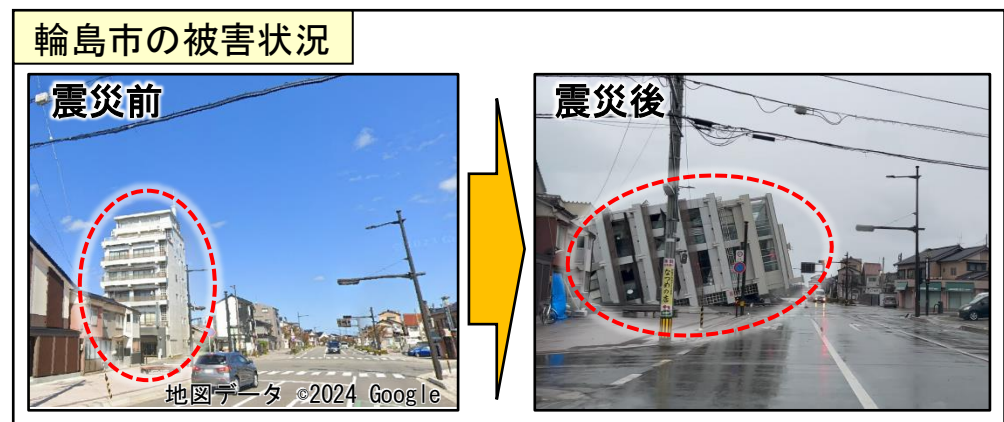
2 その他

項目	担当課	内容（概要）
市営住宅の提供	建築課	避難者用に市営住宅20戸分を確保
義援金の受付	社会福祉課	市庁舎総合案内の募金箱又は社会福祉課社会係で義援金を受付（実績：2,220,371円）

令和6年2月29日現在

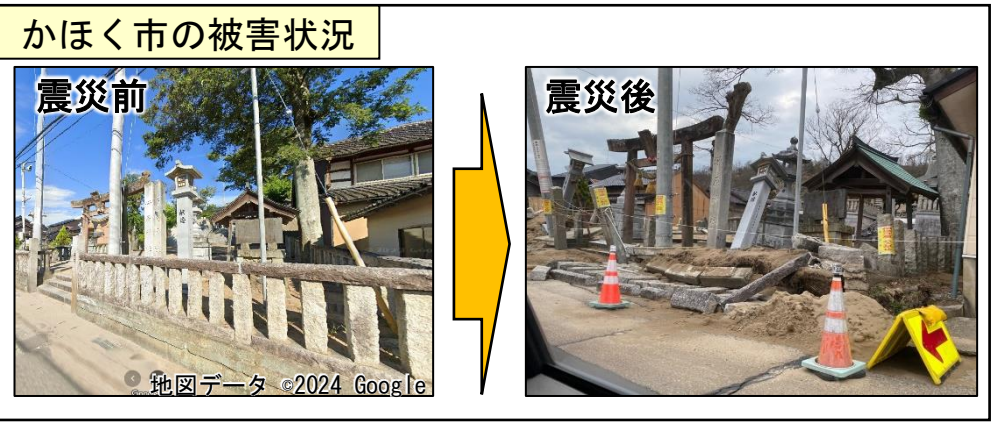
応急危険度判定士の派遣（輪島市）

派遣人数	2名（建築課）
派遣期間	令和6年1月18日～22日（移動2日、活動3日）
派遣地域・内容	輪島市（深田地区・本郷地区・劔地地区）：被災建築物応急危険度判定の実施



群馬県災害対応支援チームの派遣（かほく市）

派遣人数	1名（税務課）
派遣期間	令和6年1月28日～2月3日（移動2日、活動5日）
派遣地域・内容	かほく市（大崎地区）：住家被害認定調査の実施



被災宅地危険度判定士の派遣（内灘町）

派遣人数	3名（産業政策課、都市計画課、区画整理課）
派遣期間	令和6年2月15日～2月19日（移動2日、活動3日）
派遣地域・内容	内灘町（宮坂地区）：被災宅地危険度判定の実施

